重要事項説明書

<別紙1>

介護老人保健施設三光園のご案内

(令和6年8月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

· 施設名 介護老人保健施設三光園

・開設年月日 平成8年6月5日

・所在地 大分県中津市大字永添919番地

・電話番号0979-26-0266・ファックス番号0979-24-8660

•管理者名 松永 光史

·介護保険指定番号 介護老人保健施設(4450380011号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

「介護老人保健施設三光園からのメッセージ」

「医療法人三光会は、松永循環病院を母体とし、医療・福祉・保健の三位一体となったネットワークで運営しています。特色として【三光園】は、広々とした敷地内にゆっくりとしたレクリエーションルーム、サンルーム等を設けており、利用者の意思を尊重し、望ましい在宅または施設生活が過ごせるようチームで支援します。そのため、利用者に応じた目標と支援計画を立て、必要な医療、看護や介護、リハビリテーションを提供します。又、お一人お一人の生活を大切に心とこころのふれあう看護・介護とリハビリテーションを実践します。そして、家庭的な雰囲気の中で新しい喜び、生きがいを見出し安心して楽しい老後が送れるように支援します。」

(3) 施設の職員体制

	常 勤	非常勤	夜 間
医	1人	2人	
• 看護職員	9人		1人
• 薬剤師		1人	

• 介護職員	21人		3人
・支援相談員	3人		
・理学療法士	2人	1人	
• 作業療法士	1人	1人	
・管理栄養士	1人		
• 介護支援専門員	1人		
・事務職員	3人		

(4)入所定員等 · 定員 80名

療養室 【特別室】 2室、【個室】 10室

【2人室】 10室、【4人室】 12室

(5) 通所定員 60名

2. サービス内容

- ① 短期入所療養介護計画の立案
- ② 食事

朝食 8時00分~

昼食 12時00分~

夕食 17時30分~

- ③ 入浴(一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。 入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の 状態に応じて清拭となる場合があります。)
- ④ 医学的管理·看護
- ⑤ 介護(退所時の支援も行います)
- ⑥ リハビリテーション
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 栄養管理
- ⑨ 理美容サービス
- ⑩ 行政手続代行
- ⑪ その他

*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

●協力医療機関

- 名 称 松永循環器病院
- 住 所 中津市中央町1丁目3番54号

●協力歯科医療機関

- ・名 称 前田歯科クリニック
- · 住 所 中津市下池永 109 番地 4

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ●施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- ●面会(13:30~16:30)事務室カウンター面会簿に必ず記入してください。
- ●外出・外泊は施設長の許可が必要です。早めに申し出てください。
- ●飲酒・喫煙は園内では原則禁止しています。
- ●利用者の火気の取扱いは原則禁止しています。
- ●所持品・備品等の持ち込みについては支援相談員にご相談ください。また、
- ●持ち物には必ず名前を記入してください。
- ●金銭・貴重品の管理は保管庫にて保管いたしますが多額のお金、貴重品はお持ちになられないで下さい。万一紛失の際に、当園は責任を負いかねます。
- ●外泊時等の施設外での受診には当園施設長の紹介状が必要となります。
- ●ペットの持ち込み禁止しておりますのでご了承ください。

5. 非常災害対策

- ●防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、避難用具等。
- ●防災訓練 年2回以上(うち1回は夜間を想定して行う)。

6. 職員の質の確保

施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保しています。 虐待防止、権利擁護、認知症ケア、介護予防(又は機能訓練)等。

7. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

8. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いた しますが、備えつけられた「ふれあいの箱」をご利用いただき、管理者に直接 お申し出いただくこともできます。

介護老人保健施設三光園短期入所利用約款

(約款の目的)

第1条 介護老人保健施設三光園(以下「当施設」という。)は、要支援状態又は 要介護状態と認定された利用者(以下単に「利用者」という。)に対し、介 護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する 能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、短期 入所療養介護を提供し、一方、利用者及び利用者を扶養する者(以下「身元 引受人」という。)は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払う ことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条

- 1 本約款は、利用者が介護老人保健施設三光園短期入所利用同意書を当施 設に提出した日から効力を有します。但し、身元引受人に変更があった場合 は、新たに同意を得ることとします。
- 2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、別紙1、別紙2及び別紙3の改定が行われない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。

(利用者からの解除)

第3条 利用者及び身元引受人は、当施設に対し、退所の意思表明をすることにより、利用者の居宅介護サービス計画にかかわらず、本約款に基づく短期入所利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当該施設及び利用者の居宅サービス計画作成者に連絡するものとします。

(当施設からの解除)

- 第4条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に 基づく短期入所利用を解除・終了することができます。
 - ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
 - ② 利用者の居宅介護サービス計画書が作成されている場合には、その計画書で定められた当該利用日数を満了した場合
 - ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な短期入所療養介護の提供を超えると判断された場合
 - ④ 利用者及び扶養者が、本約款に定める利用料金を1か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず14日間以内に支払われない場合
 - ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、利用継続が 困難となる程度の背信行為又は反社会的行為(喧嘩・口論・粗暴等)を行っ た場合

⑥ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を 利用させることができない場合

(利用料金)

第5条

- 1 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく短期 介護保健施設サービスの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに 計算された合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要 となる額の合計額を支払う義務があります。
- 2 当施設は、利用者又は身元引受人に対し、料金の合計額の請求書及び明細書を作成し、所定の方法により交付します。利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額を支払うものとします。なお、支払いの方法は原則預金口座からの自動引落としのうえ支払うものとします。但し、預金口座引落としは、別途依頼書(預金口座振替依頼書)の提出が必要となります。
- 3 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを 受けたときは、利用者又は身元引受人の指定する者に対して、領収書を所定 の方法により交付します。

(記録)

第6条

- 1 当施設は、利用者の短期入所療養介護の提供に関する記録を作成し、その 記録を利用終了後5年間は保管します。
- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、身元引受人に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(身体の拘束等)

第7条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他 害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場 合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得な かった理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

- 第8条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は身元引受人若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。
 - ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
 - ② 居宅介護支援事業所等との連携

- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の 市町村への通知
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- ⑤ 1 生命・身体の保護のため必要な場合(災害時において安否確認情報 行政に提供する場合等)
 - 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。
 - 3 職員が業務上知り得た情報については、その職を辞した場合にあって も他に漏らしません。

(緊急時の対応)

第9条

- 1 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。
- 2 当施設は、利用者に対し、当施設における短期入所療養介護での対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
- 3 前2項のほか、短期入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当 施設は、利用者及び身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第10条

- 1 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。
- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前2項のほか、当施設は利用者の家族等利用者又は身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第11条 利用者及び身元引受人は、当施設の提供する短期入所療養介護に対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ふれあいの箱」に投函して申し出ることができます。

苦情担当者:秋吉慎一・高橋和彦・中山真由美・麻生直幸 又下記に申し立てる事が出来ます。

- ●中津市役所 介護長寿課 中津市豊田町 14 番地の 3 Tm 0979-22-1111 (代表)
- ●大分県福祉サービス運営適正化委員会 (大分県社会福祉協議会) 大分市大津町2の1の41 Tm.097-558-0301 (代表)
- ●大分県国民健康保険団体連合会 大分市大手町2の3の12 Tm.097-543-8470(代表)

(虐待防止)

第12条 虐待防止等のため責任者を施設長として虐待防止委員会を設置するもの とします。サービス提供中に職員または養護者(家族等)による虐待を受 けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、関係機関に通報しま す。

(賠償責任)

第13条

- 1 短期入所療養介護の提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。
- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第14条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して 定めることとします。

短期入所療養介護について

(令和7年3月1日現在)

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 短期入所療養介護の概要

短期入所療養介護は、要介護者及び要支援者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話を行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって短期入所療養介護計画が作成されますが、その際、ご本人・身元引受人の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金

(1) 基本料金

施設利用料(介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの1割負担の方の自己負担分です)

(2割負担の方は下記の2倍、3割負担の方は3倍の利用料となります。)

居室	介護度	1割負担
多床室	要支援1	613円
	要支援 2	774円
	要介護 1	830円
	要介護 2	880円
	要介護3	9 4 4 円
	要介護 4	997円
	要介護 5	1,052円
従来型個室	要支援1	579円
	要支援 2	7 2 6 円
	要介護 1	753円
	要介護 2	801円
	要介護3	864円
	要介護 4	918円
	要介護 5	971円

<加算料金>

1割負担の方の自己負担分です。

(2割負担の方は下記の2倍、3割負担の方は3倍の利用料となります。)

加算項目	1割負担
送迎加算 (片道)	184円
療養食加算(1食)	8円
個別リハビリ実施加算	2 4 0 円
緊急短期入所受入加算	9 0 円
若年性認知症利用者受入加算	120円
認知症専門ケア加算 I	3円
認知症専門ケア加算Ⅱ	4円
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200円
緊急時治療管理費	5 1 8円
重度療養管理費	120円
特定治療費	_
在宅復帰·在宅療養支援機能加算 I	5 1 円
在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ	5 1 円
生産性向上推進体制加算Ⅱ	10円
総合医学管理加算	275円
夜勤職員配置加算	2 4 円
サービス提供体制強化加算	2 2 円
介護職員等処遇改善加算 I	総単位数に7.5%を乗じた単位

(2) その他の料金

- ① 食費/1 日 · 朝食 455 円 · 昼食 565 円 · 夕食 535 円
- * (ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。)
- ② 滞在費 (療養室の利用費) /1 日*
 - ・従来型個室 1,668 円 ・多床室 430 円 (ただし、居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が1日にお支払いいただく居住費の上限となります。)
- *上記①「食費」及び②「居住費」において、国が定める負担限度額段階(第 1段階から3段階まで)の利用者の自己負担額については、別途資料(施 設入所利用料一覧表)をご覧下さい。
- ③ 特別な室料/1日 ・ショート個室 550円(消費税込み) ・個室 440円(消費税込み) ・二人部屋 440円(消費税込み)
- ④ 理美容代 実費(1,000円。カットのみ。)

(3) 支払い方法

・お支払い方法は、原則預金口座からの自動引落といたします。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

<別紙3>

個人情報の利用目的

(平成30年7月1日現在)

介護老人保健施設三光園では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、 お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

[介護老人保健施設内部での利用目的]

- ・ 当施設が利用者等に提供する介護サービス
- 介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - 入退所等の管理
 - 一会計・経理
 - -事故等の報告
 - 当該利用者の介護・医療サービスの向上

[他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - -利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護 支援事業所等との連携(サービス担当者会議等)、 照会への回答
 - 一利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - 検体検査業務の委託その他の業務委託
 - -家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - -保険事務の委託
 - -審査支払機関へのレセプトの提出
 - -審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

[当施設の内部での利用に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
- 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- 当施設において行われる学生の実習への協力
- 当施設において行われる事例研究

[他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
- 外部監査機関への情報提供